

※要請の対象（協力金の支給対象）とならない方（酒類の提供を行わない飲食店等）にもお知らせしている場合がありますので、事前によくご確認ください。

■ 営業時間短縮等の要請について ■

令和3年8月6日
長野県

- 佐久圏域においては新型コロナウイルスの陽性者が急増しているところ、飲食店での飲食を起因とする感染事例が少ないことは、飲食店の皆様の感染防止の取組のおかげであり、深く感謝いたします。
- 現在、感染はデルタ株への置き換わりが進み、過去に経験したことのないスピードで感染が拡大しており、ご自宅での会食を含めて普段会わない方との会食は控えるようお願いしているところですが、特に、大人数や長時間に及ぶ飲酒を伴う飲食の場面は、感染リスクが高くなるおそれがあります。
(マスクを外す、大声になり飛沫が飛びやすい、区切られた空間に大人数が密集する 等)
- このため、感染拡大を未然に防ぐ観点から、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮等の要請を別紙のとおり行うことといたしました。
- 今後は、営業時間短縮等に応じていただいた場合の協力金の交付や市町村と連携した経営支援策などを講じてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ先

長野県庁 代表電話：026-232-0111

<要請について> 危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室

<協力金について> 新型コロナウイルス拡大防止協力金 担当窓口

<信州の安心なお店について> 産業労働部 産業政策課団体・サービス産業振興係